

個 別 注 記 表

〔 2020年4月 1日から
2021年3月31日まで 〕

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

- （１）製品……………総平均法
- （２）未成工事支出金……………個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

- （１）有形固定資産（リース資産を除く）
 - 建 物……………定額法
 - その他の有形固定資産……………定額法
- （２）無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

3. 重要な引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（２）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（１７年）により、発生の翌事業年度より定額償却しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

（１）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（２）連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供されている資産及び担保に係る債務
該当ありません。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 236,770千円
3. 偶発債務
該当ありません。
4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
短期金銭債権 1,005,481千円
長期金銭債権 50千円
短期金銭債務 768,138千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引の取引高	
売上高	10,112,097千円
仕入高	6,418,047千円
営業経費	1,581,752千円
営業取引以外の取引高	122,852千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 6,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月11日 定時株主総会	普通 株式	165,276	27,546	2020年3月31日	2020年6月11日

(2) 基準日が当会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2021年6月16日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

- ①配当金の総額 154,722,000円
- ②1株当たり配当額 25,787円
- ③基準日 2021年3月31日
- ④効力発生日 2021年6月16日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金の否認、退職給付引当金の否認等であります。

リースにより使用する固定資産に関する注記

リース契約により使用している設備（車両ほか）があります。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 673,430円82銭
2. 1株当たり当期純利益 42,977円13銭